ホームページもみるぽ!





©朝霞市ぽぽたん

●応募先及び問合せ先●

朝霞市都市建設部まちづくり推進課都市計画係(朝霞市役所 5階 50番窓口)

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1

阻 048-463-2518(直通)

E-mail:mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

市 HP URL http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/26/keikannkonntesuto2018.html



募集期限 延長!!

新たな景観求む!



~朝霞市景観コンテスト2018~

朝霞市では、「オススメしたい、広めたい朝霞の景観」をテーマとした景観を募集します。

いろんな人に知ってほしい景観、お気に入りの景観などを写真に撮ってご応募ください。



オススメしたい、広めたい朝霞の景観

キーワード(以下のいずれかにあてはまる『まちなみ』をお撮りください。)

- 水と緑 … 身近な自然とふれあい、やすらぎを感じるまちなみ
- 住み心地 … 住み心地、住み続けたいと感じるまちなみ
- にぎわい … 地域の活力や魅力が伝わる、訪れたいと感じるまちなみ。



平成31年1月31日(木) ※消印有効

●主催/朝霞市



©朝霞市ぽぽたん

朝霞市景観コンテスト2018応募要項

1 テーマーオススメしたい、広めたい朝霞の景観

2 開催趣旨

本コンテストは写真の腕を競うものではなく、朝霞市の景観スポットを多くの方に知っていただくためのイベン トです。

皆さんの見つけた景色、眺め (視対象) をよりよく撮影できる場所(視点場)を教えてください。

3 応募資格 どなたでもご応募いただけます。

4 応募規定 (審査基準)

- 開催趣旨にのっとった写真を撮影してください。
- 以下のキーワードのいずれかにあてはまる写真を撮影してください。

水と緑 … 身近な自然とふれあい、やすらぎを感じるまちなみ

住み心地 … 住み心地、住み続けたいと感じるまちなみ

にぎわい … 地域の活力や魅力が伝わる、訪れたいと感じるまちなみ

- 朝霞市のまちなみ、風景、空間(人物、動物がメインの写真を除く)を撮影してください。
- 誰にでも行ける場所(道路等の公共空間)から撮影してください。
- デジタルカメラ等で撮影したものをB5サイズ(182mm×257mm)以下でプリントしてください。
- 建物等の内部を主たる視対象としたものは除きます。
- 特定の視対象(置物、小物、花、葉など)のアップ写真は除きます。
- 朝霞市内でおおむね1年以内に撮影したものに限ります。
- 合成等加工をした作品は受け付けません。
- 写真の撮影技術だけで審査するものではありません。

5 応募作品数 1人3点まで

6 応募方法

- 応募票に作品を添付し、直接お持ちいただくか、郵送してください。
- 複数の作品を応募する場合は、応募票がそれぞれ必要になります。
- 応募票には、①作品の題名 ②視対象 ③撮影年月 ④時間帯 ⑤氏名 ⑥年齢 ⑦住所 ⑧電話番 号 ⑨コメント ⑩撮影した場所(視点場) を記載してください。
- 応募票に記入のない項目がある場合、対象外となることがあります。
- 応募票は、まちづくり推進課都市計画係窓口及び市のホームページ等で配布します。
- 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。

7 応募締切日 平成31年1月31日(木) ※消印有効

8 そ の 他

- 作品の返却はしません。
- 作品の版権は朝霞市に帰属します。
- 作品の原版(ネガ・ポジ)、デジタルカメラ撮影の場合はCD(JPEG 形式による)などの提出を求める場合が あります。(表彰された作品は必須)
- 個人や個人の所有物を特定できる写真を応募する場合は、プライバシーや肖像権について、必ず本人の承 諾を得てください。
- 著作権・肖像権の問題が生じた場合は応募者の責任となりますので十分注意してください。
- 応募票に記入した住所・氏名等の個人情報は、本コンテストに係る業務以外では一切利用しません。
- 作品については、市の景観資源の発掘・整備に資する事業に活用するとともに刊行物等に使用します。そ の際に応募者の氏名及び居住地を表示する場合があります。

9 表

彰 グランプリ

1点(賞状・副賞1万円相当) 準グランプリ

1点(賞状·副賞7千円相当)

景観審議会会長賞 1点(賞状・副賞5千円相当) こども賞(U15) 2点(賞状・図書カード3千円分)

ぽぽたん賞 1点(賞状・ぽぽたんグッズ)

※朝霞らしい素敵な景品を検討中!

景観って何だろう?

景観とは、見ることであり、見ることによって生まれる視覚的な像です。私たちは、対象(視対象)を見ること、 つまり景観から、まちの特性を理解し、評価しています。このような理解や評価は、多くの人が共有できるものとい えます。

またどこから見えるのかを考え、視対象が見やすいようにすることも重要です。そのために、視対象を見る場所 (視点場)を確保し、その場所を快適な空間として守り、整備すること(視点の場づくり)、視点場と視対象の間や視 対象の周辺を整え、視対象を見やすくするように配慮することが大切となります。

